

主任技術者及び現場代理人に係る取扱いについて

敦賀市 総務部 契約管理課

令和 7 年 2 月 1 日付け「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」施行に伴い、以下のとおり取扱いを変更します。(改正箇所は下線部分)

1 主任技術者の兼務について

建設業法施行令第 27 条第 2 項において、同条第 1 項の建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、敦賀市発注工事においては、当面の間、以下のとおり取り扱うものとする。

なお、当該規定は監理技術者には適用されない。

(1) 専任の主任技術者が兼務することができる工事

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事(※)で、かつ、工事現場の相互の間隔が直線距離で概ね 10km 以内の場所において同一の建設業者が施工する工事
- ② 上記の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事件数は、専任が必要な工事を含む場合は 5 件以内とする。

(※) 施工にあたり相互に調整を要する工事とは、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合等も含む

(2) 専任の主任技術者が兼務することができない工事

- ① 特定建設工事共同企業体で施工する工事
- ② 一般競争入札で専任の主任技術者として入札公告する工事
- ③ その他工事内容及び施工の難易度について発注者が兼務を認めない工事

(3) 主任技術者の兼務に係る届け出について

施工中の専任の主任技術者を他の工事へ兼務させようとする受注者は、契約後すみやかに主任技術者(専任)兼務届出書(別紙様式第 1 号)により提出するものとする。

2 現場代理人の常駐義務緩和について

敦賀市工事請負契約約款第 10 条第 3 項において、現場代理人の工事現場における運営、

取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができることについて以下のとおりの取り扱いとする。(兼務する者が当該工事の専任の監理技術者になっている場合を除く。)

(1) 現場代理人の兼務の取扱い

下記のケースⅠ又はⅡに該当する場合は、現場代理人の兼務の届け出をすることができる。

ケースⅠ (次の①～④をすべて満たす場合)

- ①兼務できる工事は5件以内であること。(※1)
- ②兼務する工事がすべて敦賀市発注工事であること。(※2)
- ③兼務する工事現場がすべて敦賀市内であること。
- ④兼務する各々の工事の請負金額が 4,500 万円未満 (税込) であること。

(建築一式工事は 9,000 万円未満)

(※1) 敦賀市、国又は敦賀市以外の地方公共団体が発注する災害復旧工事(応急復旧工事を含む。以下同じ)については、兼務できる工事の件数に含めない。

(※2) 災害復旧工事を含む場合は敦賀市、国又は敦賀市以外の地方公共団体が発注する工事との兼務を認める。

ケースⅡ (次の①～③をすべて満たす場合)

- ①兼務できる工事は5件以内であること。
- ②兼務する工事がすべて敦賀市発注工事であること。
- ③「1 主任技術者の兼務について」の取扱いにより、専任の主任技術者の兼務が認められる場合に該当するとき。

※ケースⅡにおける現場代理人の兼務に関しては、専任の主任技術者の兼務が認められた期間とする。

※ただし、ケースⅠ又はⅡにおいて、各工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されることを前提とする。

(2) 現場代理人の兼務に係る届け出について

施工中の現場代理人を他の工事へ兼務させようとする受注者は、工事担当課にて、兼務可能な条件に合致するか事前確認を行い、契約後すみやかに現場代理人兼務届出書(別紙様式第2号)により提出するものとする。また、現場代理人を他の工事の主任技術者と兼務させる場合には、別紙様式第3号により提出するものとする。

3 適用日

令和7年5月1日

4 その他

- ・様式については敦賀市ホームページ（契約管理課）に掲載する。
- ・諸経費調整の対象となる近接工事については、主任技術者及び現場代理人の兼務の有無とは関連しないものとする。

(様式第 1 号)

主任技術者(専任)兼務届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

敦賀市長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者

敦賀市発注の工事に係る専任の主任技術者が、建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定により、
下記工事と兼務をしたいので届け出ます。

記

主任技術者の氏名		
種 別	施工中の工事	兼務する工事
工 事 名		
工事場所		
専任の有無		
現場代理人の 兼務の有無		
工事概要		
工 期		
請 負 額		
2 件の工事の 関係	1 対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事 2 施工にあたり相互に調整を要する工事 ※ 上記項目で該当する番号に○をつけること。	

注) 1 2 件の工事現場の相互の距離が判断できる位置図を添付すること。
2 2 件の工事の契約書の写しを添付すること。

(様式第 2 号)

現場代理人兼務届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

敦賀市長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者

敦賀市発注の下記工事に係る現場代理人を兼務したいので届け出ます。

記

現場代理人の氏名		
種 別	施工中の工事	兼務する工事
工 事 名		
工事場所		
監督職員		
工 期		
請 負 額		

注) 2 件の工事の契約書の写しを添付すること。

(様式第 3 号)

現場代理人・主任技術者兼務届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

敦賀市長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者

敦賀市発注の下記工事に係る現場代理人及び主任技術者を兼務したいので届け出ます。

記

現場代理人の氏名		
種 別	施工中の工事	兼務する工事
工 事 名		
工事場所		
監督職員		
工 期		
請 負 額		
現場代理人		
主任技術者		

注) 2 件の工事の契約書の写しを添付すること。

※現場代理人が他の現場の主任技術者を兼務する場合は提出すること。